

議案第140号

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前2項に規定するもののほか、<u>受給資格者（埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）が本市の区域外の医療機関等で医療を受け、かつ、当該医療機関等から規則で定めるところにより当該医療に要した費用に係る情報の提供があった場合において、その内容を審査し、適当であると市長が認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該受給資格者に対し医療費助成金を支給することができる。この場合において、市長は、規則で定める通知書により受給資格者に通知するものとす</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3に規定する里親に委託されている者</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 3 号の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市心身障害者医療費支給条例第 8 条第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。